

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (案)

平成 19 年 4 月現在

本資料はガイドラインの素案であり、パブリックコメント等を踏まえて、今後変更となる可能性があります。

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（素案）

目 次

第 1 部 基本的理念

第 1 章 背景	1
第 2 章 基本的理念	
2-1 ガイドラインの位置付け	2
2-2 対象施設と対象者	2
2-3 本ガイドラインの活用について	6

第 2 部 都市公園に関する移動等円滑化のガイドライン

第 1 章 バリアフリー新法体系における都市公園に関するガイドライン	7
1-1 バリアフリー新法の枠組み	7
1-2 施行令の枠組み	11
1-3 施行規則の枠組み	13
第 2 章 都市公園移動等円滑化基準のガイドライン	15
2-1 総則	15
2-2 園路及び広場	16
2-3 屋根付広場	29
2-4 休憩所・管理事務所	31
2-5 野外劇場・野外音楽堂	34
2-6 駐車場	38
2-7 便所	40
2-8 水飲場・手洗場	47
2-9 掲示板・標識	49

○ 本ガイドラインにおける各法令名の略称

バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

施行令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）

施行規則：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）

都市公園移動等円滑化基準：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 115 号）

基本方針：移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成 18 年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第 1 号）

第 1 部 基本的理念

第 1 章 背景

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展していること、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となっている。

平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が、また、平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」がそれぞれ制定され、建築物、公共交通機関及び公共施設のバリアフリー化が推進されてきたところであるが、平成 18 年は交通バリアフリー法施行後 5 年の見直しの年に当たり、より総合的・一体的な法制度を構築することにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることが必要となっていたところである。

このような状況を踏まえ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための各般の施策を総合的に講じるため、ハートビル法及び交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー新法」という。）」が平成 18 年 12 月 20 日に施行されたところである。

同法に基づき、「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「施行令」という。）」、「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「施行規則」という。）」、各施設の「移動等円滑化基準」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成 18 年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）」を定めており、都市公園については、移動等円滑化が必要な公園施設（特定公園施設）を公園管理者等が整備する際の基準である「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 115 号。以下「都市公園移動等円滑化基準」という。）」を定め、わが国において初めて法的拘束力に基づく都市公園のバリアフリー化が実施されることとなった。

今般、バリアフリー新法及び同法に基づく各法令の施行を受け、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、本ガイドラインを策定することとしたものである。

第2章 基本的理念

2-1 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、バリアフリー新法に基づく都市公園における移動等円滑化に係る整備の内容を示したもので、多様な利用者のニーズに応え、すべての利用者がより円滑に利用できるよう、公園施設の整備を行う際の考え方を示すものである。

公園管理者等は、本ガイドラインの考え方を基本として施設整備を行うことが望ましい。また、本ガイドラインに記載のない内容であっても、移動等円滑化の推進に必要な内容については、公園管理者等は積極的に実施するよう努力することが望ましい。

＜本ガイドラインの表記について＞

○印：標準的な整備内容

◇印：望ましい整備内容

2-2 対象施設と対象者

本ガイドラインの対象施設は、都市公園に設置される公園施設のうち、バリアフリー新法の体系に規定される12施設（園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示場、標識。以下「特定公園施設」という。）である。

また、本ガイドラインの主な対象者として検討したのは、高齢者、障害者、妊産婦、けが人等（以下、「高齢者、障害者等」という。）であるが、これらの対象者のみではなく、本来、来園するすべての人々が利用しやすい公園が望ましいという、いわゆるユニバーサルデザインの考え方に配慮して整備することが望ましい。

以下に、本ガイドラインにおける主な対象者と基本的な寸法を示す。

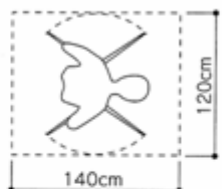
【本ガイドラインにおける主な対象者】

対象者	対象と想定するケースの例	おもな特性
高齢者	・歩行が困難な場合 ・視力が低下している場合 ・聴力が低下している場合	・歩行が不安定 ・階段、段差の移動が困難な場合がある ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難な場合がある ・視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難な場合がある
肢体不自由者 (車いす使用者)	・手動車いすを使用 ・電動車いすを使用	・階段、段差の昇降が不可能 ・移動に一定以上のスペースを必要とする ・上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難
肢体不自由者 (車いす以外)	・杖などを使用している場合 ・義足・義手などを使用している場合	・階段、段差や坂道の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難
内部障害者	・長時間の歩行や立っていることが困難な場合 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）	・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・外見からは気づきにくい ・障害によって、酸素ボンベ等の携行が必要
視覚障害者	・全盲 ・弱視 ・色覚障害	・視覚による情報認知が不可能あるいは困難 ・空間把握、目的場所までの経路確認が困難
聴覚・言語障害者	・全聾・難聴 ・言語に障害がある場合	・音声による情報認知やコミュニケーションが不可能あるいは困難 ・外見からは気づきにくい
知的障害者	・単独で利用する場合	・コミュニケーション、感情のコントロール等が困難な場合がある ・情報量が多いと混乱する場合がある ・周囲の言動に敏感
精神障害者	・単独で利用する場合	・病気の種類、薬の服用状況により症状が異なる ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある ・自分の病気を知られたくない人が多い ・新しいことに対して緊張や不安
発達障害者	・単独で利用する場合	・他人との対人関係の構築が困難 ・じっとしてられない、ばたばたする、走り回るなどの衝動性、多動性行動 ・特定の興味や関心に強いこだわり、反復的な行動
妊婦	・妊娠している場合	・歩行が不安定 ・長時間の立位が困難 ・不意に気分が悪くなる場合がある ・初期などにおいては外見からは気づきにくい
乳幼児連れ	・ベビーカーを使用している場合 ・乳幼児を抱きかかえている場合	・長時間の立位が困難（だっこしている場合など） ・不意に子供が泣き出す場合がある ・階段、段差などの昇降が困難（特にベビーカーを抱えながらの階段利用は困難である） ・オムツ交換や授乳が必要
外国人	・日本語が理解できない場合	・日本語によるコミュニケーションが困難あるいは不可能
その他	・一時的なけがの場合 ・重い荷物を持っている場合 ・初めて駅を訪れる場合	・移動、情報把握、設備利用等において困難となる場合がある。

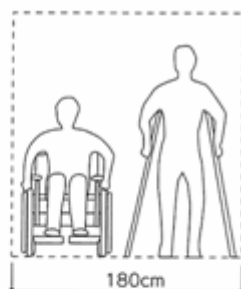
【本ガイドラインにおける基本的な寸法】



松葉杖使用者が通過しやすい寸法



松葉杖使用者の動作寸法



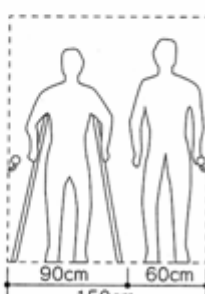
車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



片松葉杖使用者の動作寸法

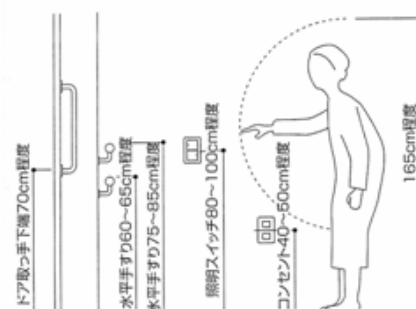


杖使用者(ステッキ)の動作寸法



松葉杖使用者と歩行者のすれ違い

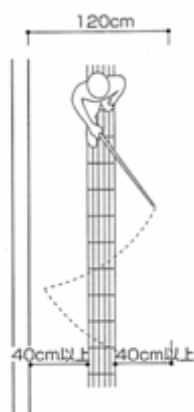
高齢者が利用しやすい各高さ



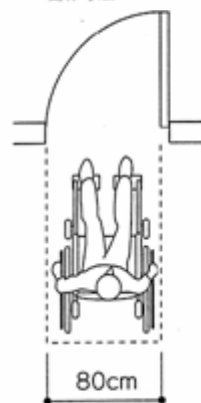
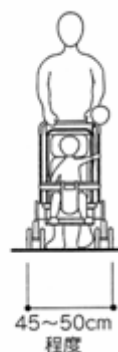
●白杖使用者



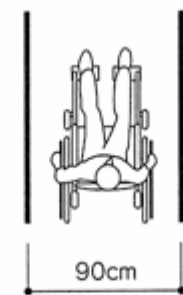
白杖使用者の動作寸法



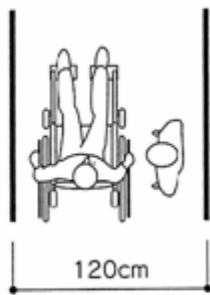
●盲導犬同伴者



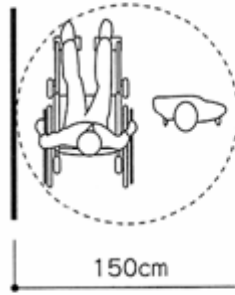
車いす使用者が通過できる寸法



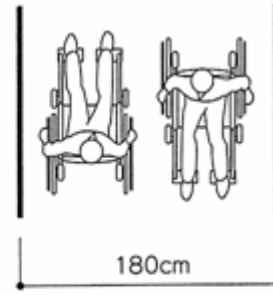
車いす使用者が通過しやすい寸法



車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法

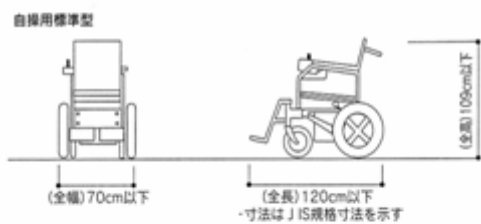
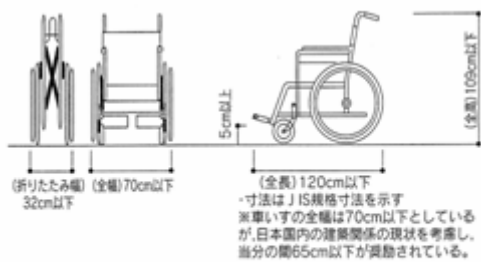
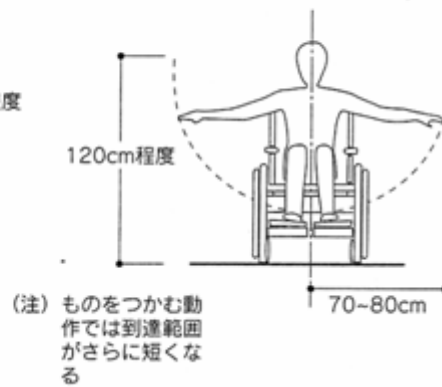
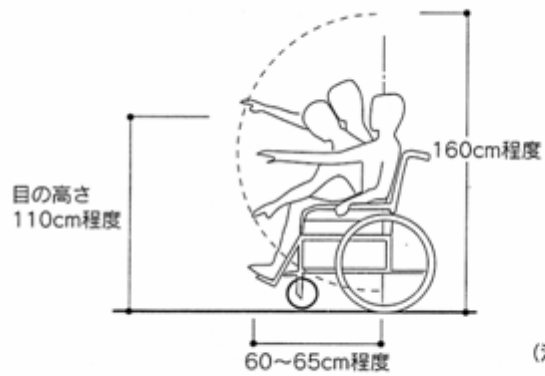


人と車いす使用者がすれ違える寸法
車いす使用者が回転できる寸法

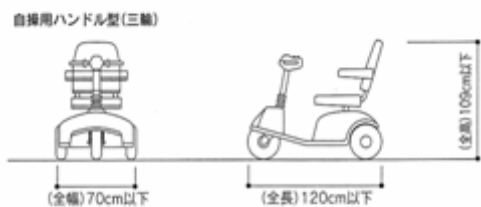
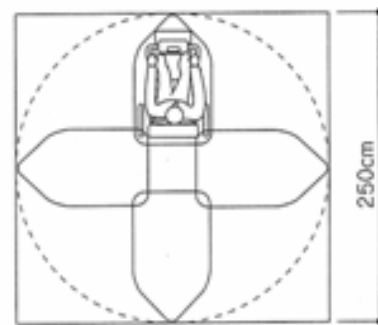


車いす使用者同士がすれ違える寸法

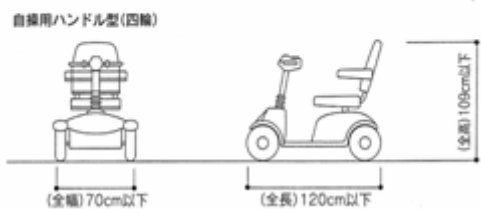
●手の届く範囲と目線の高さ



自乗ハンドル型の最小の回転円



各寸法



最小転回半径



ショッピングカートの各寸法



出典)「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」より

2-3 本ガイドラインの活用について

本ガイドラインの内容は、標準的な整備内容は「○」、望ましい整備内容は「◇」で示しており、優先順位を判断する際の一つの目安となるようにしている。

個々の公園施設の整備に当たっては、各公園管理者等において、公園施設の特性、利用状況、整備財源等に応じて優先順位を判断して行うこととなる。

本ガイドラインで示した考え方や根拠を充分認識した上で、移動等円滑化に配慮した整備を行うことが望まれる。

【本ガイドラインの見方】

2-8 水飲場・手洗場

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等に配慮した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

水飲場・手洗場を設ける場合は、車いす使用者でも近づきやすく、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、飲み口までの高さ、形状等に配慮する必要がある。
なお、建築物に付帯する水飲場・手洗場も含むものとする。

(1) 構造の基準

<ガイドライン>

○水飲場及び手洗場は、車いす使用者が接近できるよう、使用方向 150cm 以上、幅 150cm 以上の水平部分を設ける。幼児の利用のための踏台等を置く場合は、車いす使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置する。

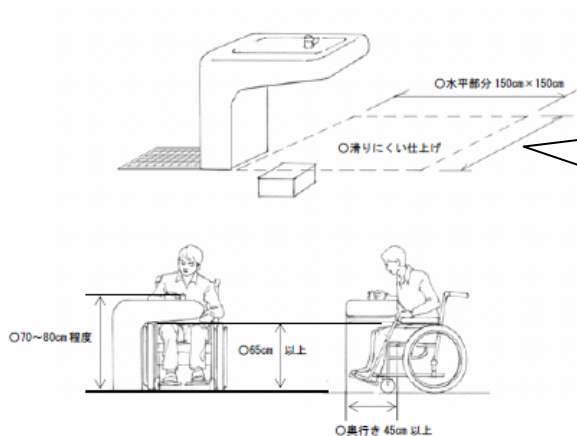
○飲み口までの高さは、70～80cm 程度とし、高齢者、障害者等（身体障害者）が利用しやすいように下部に高さ 65cm 以上、奥行きを確保する。手洗場に洗面器部分がある場合は、同様の基準とする。

◇水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くし、滑りにくい仕上げとする。

◇給水栓は、レバー式、押しボタン式等の使いやすいものとする。

水飲場

○高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造



バリアフリー新法及び都市公園移動等円滑化基準等の法令の条文を記載しています。

整備にあたっての考え方を示しています。

本ガイドラインの内容について、基本的な事項と配慮事項などについて解説しています。

ガイドラインを理解しやすいように具体的なイメージを示しています

第2部 都市公園に関する移動等円滑化のガイドライン

第1章 バリアフリー新法体系における都市公園に関するガイドライン

1-1 バリアフリー新法の枠組み

(1) バリアフリー新法の枠組み

バリアフリー新法に基づき、以下の法令が定められている。

- ① **施行令**：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）
- ② **施行規則**：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）
- ③ **都市公園移動等円滑化基準**：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）
- ④ **基本方針**：移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）

1) 基本方針の策定

主務大臣は、移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること）の促進に関する基本方針を定めるものとする。

2) 移動等円滑化のために施設管理者が講ずべき措置

旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物について、新設時等における移動等円滑化基準適合義務、同基準適合維持義務及び既存施設に係る同基準適合努力義務等について定める。

3) 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

① 基本構想の作成

市町村は、旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用すると認められる施設を含む地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができることとする。

②基本構想の作成に際しての利用者、住民等の参加の促進等に係る措置

市町村が基本構想を策定する際には、利用者、住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、関係する施設管理者及び高齢者、障害者その他の市町村が必要を認める者で構成する協議会等を設置することができる。

③移動等円滑化のための特定事業の実施

関係する施設管理者等は、当該基本構想に即して移動等円滑化のための特定事業の実施計画を作成し、これに基づき、特定事業を実施するものとする。

また、旅客施設及び車両等並びに建築物に係る特定事業で主務大臣の認定を受けたものに対する地方公共団体の助成に係る地方債の特例を設ける。

<用語の定義>

【移動等円滑化】（バリアフリー新法第2条第2号）

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること

【公園管理者等】（同法第2条第12号）

都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者。

【特定公園施設】（同法第2条第13号）

移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設

【重点整備地区】（同法第2条第21号）

- ①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ③移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

【都市公園特定事業】（同法第2条第26号）

都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業

(2) 公園管理者等の責務

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

- 3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

都市公園は、不特定かつ多数の者が利用する公共施設であり、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する必要がある。都市公園の利用に際しては、利用者は園路その他の個々の公園施設を利用することから、これらの公園施設のうち一律に移動等円滑化が必要なものについて、特定公園施設と規定し、その設置について、都市公園移動等円滑化基準適合義務及び同基準適合維持義務を課すとともに、既存のものについても、同基準適合努力義務を課すこととしている。

※公園管理者以外（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の許可を受けた者）の基準適合義務について

公園施設を設置・管理する者としては、公園管理者のほか、都市公園法第 5 条第 2 項の許可を受けた者も該当する。こうした公園管理者以外の者の設置・管理する公園施設についても、都市公園移動等円滑化基準適合義務、同基準適合維持義務及び同基準適合努力義務の対象となる。

都市公園移動等円滑化基準適合義務については、バリアフリー新法第 13 条第 1 項において公園管理者以外の者に対しても義務を課すとともに、同条第 2 項に「基準に適合しないと認めるときは、…許可をしてはならない。」と規定することにより、同基準への適合を都市公園法第 5 条の許可の要件とすることとしている。これにより、都市公園移動等円滑化基準適合義務の実効性は、同条の許可の要件に違反したものとして同法第 27 条第 1 項第 1 号「この法律に基づく処分に違反している者」に対する監督処分によって担保されることとなる。

また、都市公園移動等円滑化基準適合維持義務及び同基準適合努力義務についても、バリアフリー新法第 13 条第 3 項及び第 4 項の規定により、公園管理者以外の者に対しても課している。都市公園移動等円滑化基準適合維持義務の実効性は、都市公園法第 5 条の許可において、本法に基づく同基準への適合を維持すべきことを都市公園法第 8 条に規定する条件として付する運用上の措置を通じて、同法第 27 条第 1 項第 2 号「この法律の規定による許可に付した条件に違反している者」に対する監督処分によって担保される。

1-2 施行令の枠組み

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

(特定公園施設)

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

二 屋根付広場

三 休憩所

四 野外劇場

五 野外音楽堂

六 駐車場

七 便所

八 水飲場

九 手洗場

十 管理事務所

十一 掲示板

十二 標識

バリアフリー新法第2条第13号で規定される「移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設（特定公園施設）」とは、公園外部からの一連の移動経路を目的地まで繋げ、利用上の利便性、安全性の促進及び福祉の増進に資するものである。

都市公園の公園施設には、園路、広場等のように移動等円滑化の対象として考えられるものがある一方、井戸、水門、植栽など、公園施設の目的や特性から、公園利用者の利用に直接関わらず通常移動等円滑化の対象として想定されないもの、図書館、宿泊施設など、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築物であって、バリアフリー新法第14条に規定する建築物移動等円滑化基準により移動等円滑化が定められるものなどがある。

このため、「特定公園施設」としては、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設のうち、高齢者や障害者等の円滑な移動・利用上の利便性及び安全性を確保するために移動等円滑化の必要性が高く、かつ全国一律の基準（都市公園移動等円滑化基準）による適合義務を定めることが適当な公園施設を限定的に列挙し

ている。具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識を定めている（施行令第3条、主要な公園施設：施行規則第2条第2項）。

なお、これらの施設のうち、次に該当するもので移動等円滑化が困難な場合は、特定公園施設から除かれる（施行令第3条柱書、施行規則第2条第1項）。【p 13を参照】

- ① 工作物の新設、増設又は改築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- ② 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- ③ 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

また、バリアフリー新法第2条第16号に規定する特定建築物及び同条第17号に規定する特別特定建築物については、都市公園にあっても建築物移動等円滑化基準への適合義務も課せられる。

<ガイドライン>

- 園路及び広場については、当該公園の園路及び広場うち、都市公園の出入口と施行令第3条第2号から第12号までの公園施設その他主要な公園施設（以下この○において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く 10 施設）との間の経路を構成する園路及び広場を対象とする。
- 主要な公園施設とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設であり、当該都市公園の設置の目的を鑑みて重要と認められる施設である。
- 特定公園施設については、新設、増設又は改築の際に都市公園移動等円滑化基準適合義務及び同基準適合維持義務が生じ、既存のものについては同基準適合努力義務が課せられる。
- ◇特定公園施設以外の公園施設についても、バリアフリー新法の趣旨に則り、当該都市公園の設置目的、利用状況等を鑑み、可能な限り移動等円滑化することが望ましい。

1-3 施行規則の枠組み

(1) 特定公園施設の例外規定

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- 二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- 三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

公園施設のうち、

- ① 当該公園施設を設置する都市公園内に保存・保全が必要な文化財や史跡・名勝等が存在し、土地の形質の変更等を制限する法令・条例の規定の適用があるもの
- ② 都市公園内の山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地等に設けるもの
- ③ 都市公園内の自然環境や動植物の生息地を保全することが必要な場所等に設けるもの

については、都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして、特定公園施設の対象から除かれる。

(2) 主要な公園施設

第二条

- 2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

「主要な公園施設」とは、都市公園法施行令第5条における公園施設について、

修景施設：植栽、芝生、花壇、噴水、池など

休養施設：休憩所、ピクニック場、キャンプ場など

遊戯施設：ぶらんこ、滑り台、シーソー、砂場など

運動施設：野球場、陸上競技場、サッカー場、水泳プール、リハビリテーション用運動施設など

教養施設：植物園、温室、動物園、水族館、自然生態園、体験学習施設など

便益施設：売店、飲食店、駐車場、便所、水飲場、手洗場など

その他：展望台、集会所など

のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設で、当該都市公園の設置の目的のほか、公園整備計画、管理運営の方針等を鑑みて公園管理者等が設定する。

＜ガイドライン＞

◇都市公園内の特定建築物、特別特定建築物については、主要な公園施設として定め、公園の出入口、駐車場と当該施設を結ぶ経路を移動等円滑化することが望ましい。

◇主要な公園施設の設定にあたっては、利用者や周辺住民の意見を聴取するなどにより設定することが望ましい。

第2章 都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン

2-1 総則

○ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令 (趣 旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

施行令第3条で定められた特定公園施設【p 11 参照】については、新設、増設又は改築の際には、公園管理者等に都市公園移動等円滑化基準適合義務が課せられる。また、既存の管理している特定公園施設についても、同基準適合努力義務が課せられる（バリアフリー新法第13条第1項、第3号、4項【p 10 参照】）。

(一時使用目的の特定公園施設)

第二条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる。

都市公園は、地震災害時等に地域の防災拠点や避難地として機能するものがあり、当該公園では、災害応急対策のために一時的に使用する災害用トイレや水飲場等を設置する場合がある。このため、災害時の緊急対応が求められる状況下では、移動等円滑化を図ることが困難な場合があることから、都市公園移動等円滑化基準適合義務等の適用除外とすることができることとしたものである。

2-2 園路及び広場

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性を向上するためには、都市公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設に至るまでの経路を確保し、当該経路を移動等円滑化する必要がある。各施設に至るうえで最も一般的と認められる経路を移動等円滑化するとともに、他の経路についても可能な限り移動等円滑化することが望ましい。

<ガイドライン>

本ガイドラインにおいては、都市公園移動等円滑化基準の第三条第一号から第七号の基準に適合する園路及び広場を、「移動等円滑化園路」という。

①移動等円滑化園路の考え方

- 都市公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化園路とする。
- 主要な公園施設を複数設ける場合は、各々の主要な公園施設について移動等円滑化園路を確保する。
- ◇移動等円滑化園路は、主要な公園施設へのアクセスに対して迂回路とならない設定とすることが望ましい。
- ◇歩行者用の出入口と駐車場がある場合は、それぞれ1以上の経路を移動等円滑化することが望ましい。
- ◇移動等円滑化園路以外の園路及び広場についても、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化することが望ましい。

②移動等円滑化園路を構成する広場の考え方

- 特定公園施設や主要な公園施設を利用するために、広場内を移動しなければならない場合は、当該広場は園路と同等の機能を担うものとして、移動等円滑化園路とする。例えば、都市公園の出入口に広場が接しており、園路が設置されていない場合は、当該広場の一部を移動等円滑化園路とする必要がある。

(1) 出入口の基準

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
- ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。
- ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

移動等円滑化園路の出入口（すなわち、都市公園の出入口）は、車いす使用者が通過しやすいよう、十分な幅を確保するとともに、公道の動線と交差するなど危険性が高い場所であるため、高齢者、障害者等の通過に配慮し、段差解消や水平面の設置により、安全性の確保に努める必要がある。

<ガイドライン>

① 有効幅

《車止めを設けない場合》

- 都市公園の出入口の有効幅は、車いす使用者と人がすれ違えるよう、120cm 以上とする。地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車いす使用者が通過しやすいよう、90cm 以上の有効幅を確保する。

《車止めを設ける場合》

- 車止めを設ける場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、1 以上の車止めの間隔について、有効幅 90cm 以上を確保する。
- 半円形の車止めや回転しながら進入する車止めについては、車いす使用者等が円滑に通過できる有効幅を確保するよう配慮して設置する。

② 水平面

- 出入口には、車いす使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、長さ 150cm 以上の水平面を設置する。
- 水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。
- 横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない

◇車止めを設ける場合は、その前後に長さ 150cm 以上の水平面を設置することが望ましい。

- 車いす使用者にとっては、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため出入口には段を設けない。
- 地形の状況その他の特別の理由※によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準に適合させること。

※丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることが出来ない場合を言う。

○有効幅120cm以上
やむを得ない場合90cm以上

○水平面150cm以上

○段を設けない
○縦断勾配5%以下、
やむを得ない場合8%以下
○横断勾配1%以下、
やむを得ない場合2%以下
○平坦で固くしまっていて滑りにくい表面

◇水平面 150 cm以上

◇水平面 150 cm以上

○車止めを設ける場合
有効幅90cm以上

(2) 通路の基準

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

移動等円滑化園路の通路は、高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう連続性のある経路の確保に努める必要がある。また、園路の勾配は、高齢者、障害者等（特に高齢者や車いす使用者等）に配慮して可能な限り小さくする必要があるが、地形の状況等により縦断勾配を設ける場合は5%以下とする。ただし、地形の問題等によりすりつけが困難な場合等があるので、高齢者、障害者等の円滑な移動及び利用が確保される場合は、部分的に8%の縦断勾配まで許容する。

<ガイドライン>

① 有効幅

○通路の有効幅は、車いす使用者同士が行き違いやすいよう、180cm 以上とする。

○有効幅を 180cm 以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近及び当該通路の 50m 以内ごとに、車いすが転回できる場所を確保する場合は、有効幅を 120cm 以上とすることができる。

○車いす使用者が回転及びすれ違いができる寸法として 150cm×150cm 以上の広さを確保する。

② 段

○車いす使用者にとって、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため通路には段を設けない。

○地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。

③ 勾配

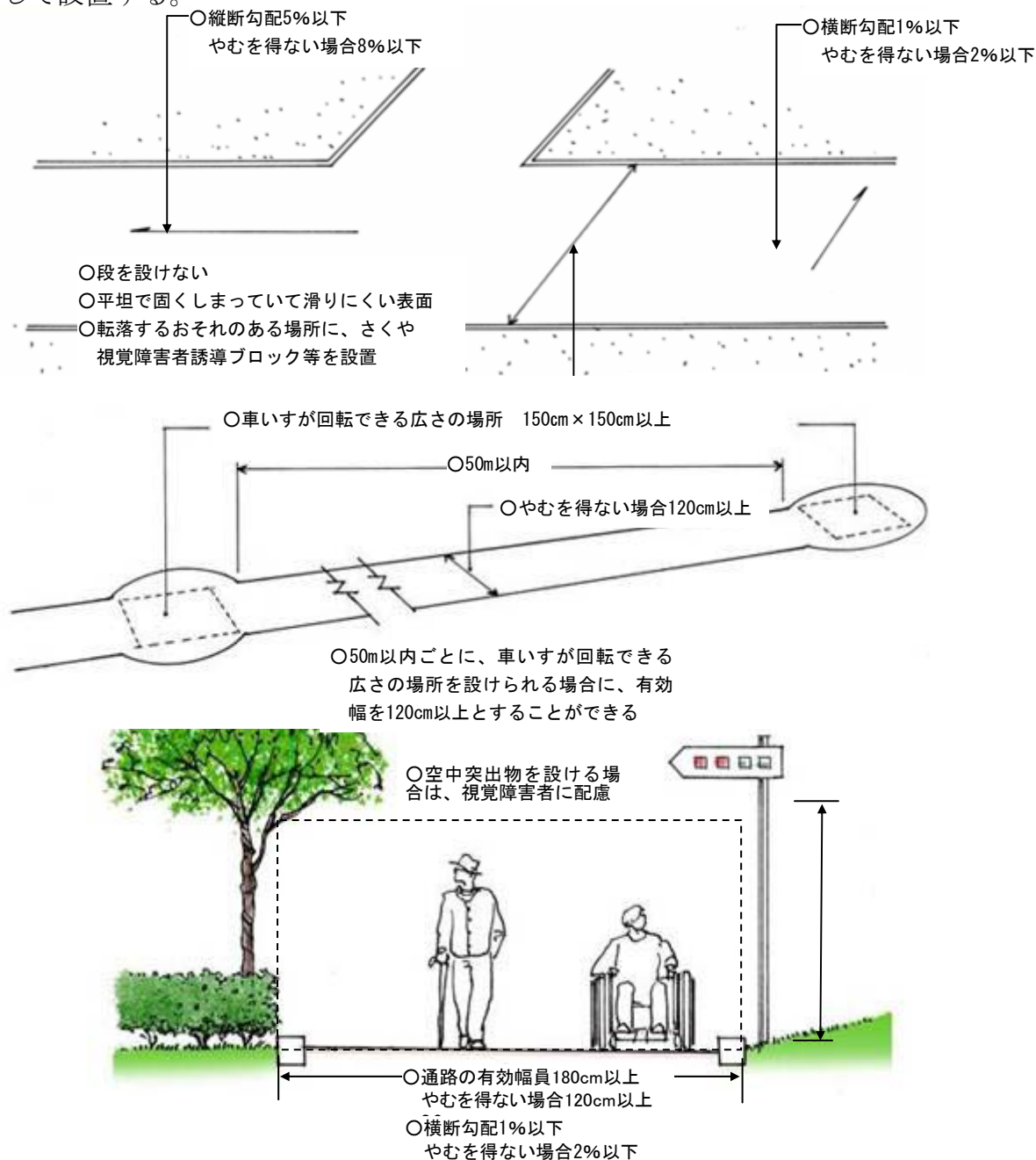
- 縦断勾配は、高齢者及び車いす使用者等が円滑に利用できるよう、5%以下とする。
- 地形の状況等の問題により、5%以下でのすりつけが困難な場合等があることから、特別の理由がある箇所のみ、8%以下とすることができる。
- 横断勾配は、車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とし、排水の状況等、特別な理由がある場合のみ2%以下とする。
- 勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況等必要に応じて水平面を設けること。

④ 表面等

- 通路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくいものとする。
- ◇利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保することが望ましい。

⑤ 空中突出物

- 標識等の空中突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう配慮して設置する。



(3) 階段の基準

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

階段は、移動の負担の大きい箇所であることから、手すりの設置等により高齢者及び視覚障害者等の円滑な利用に配慮する必要がある。なお、移動等円滑化園路に階段を設ける場合は、傾斜路を併設する必要がある。

<ガイドライン>

① 手すり

○手すりは階段の両側に連続して設置するものとする。

◇手すりは2段式とし、手すりの高さは下部で 60～65cm、上部で 80～85cm とすることが望ましい。

② 点字

○手すりのそれぞれの端部には、階段の上り・下りと階段の通ずる場所を示す点字を設置する。

◇点字は、点字と文字を併記することが望ましい。

③ 回り段

○踏面の幅が一定でない回り段やらせん階段は、設置しない。

④ 踏面の表面

○階段の踏み面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

⑤ 段鼻

○段鼻は、突き出しがないこと等、つまずかないような構造とする。

◇段鼻は、注意を喚起する観点から、認識しやすい色調にすることが望ましい。

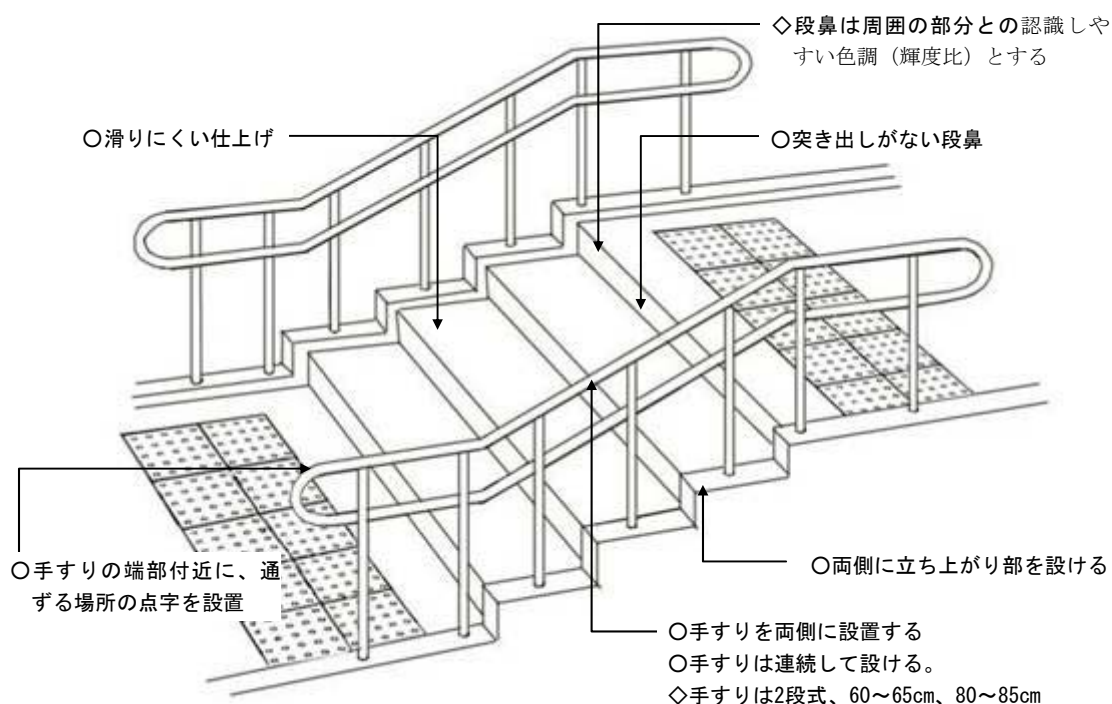
⑥ 立ち上がり部

○階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りでない。

◇階段の幅員は、歩行者同士が行き違いができるよう、120cm 以上とすることが望ましい。

◇階段の登り口、降り口及び踊り場に、長さ 120cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。踊り場は、高さ 2.5m 以下ごとに設置することが望ましい。

◇階段の登り口、降り口には、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置し、注意を喚起することが望ましい。



(4) 階段における傾斜路等の併設基準

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

階段を設ける場合は、傾斜路を併設する必要があるが、エレベーター、エスカレーター等の設置により傾斜路に代えることができる。

<ガイドライン>

- 階段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準に適合させる。
- 傾斜路を併設することが困難な場合は、エレベーター、その他の昇降機を併設する。エレベーター等の基準は、バリアフリー新法第8条に規定する公共交通移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号））に準じるものとする。

<参考>

○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 第四条 （略）

1～6 （略）

7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
- 二 かごの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
- 三 かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 四 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。
- 五 かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。
- 六 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。

- 七 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。
- 八 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。
- 九 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。
- 十 かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはりけられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。
- 十一 乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。
- 十二 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた 時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。
- 8 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。
- 一 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
- 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
- 四 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。
- 五 くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。
- 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- 七 幅は、八十センチメートル以上であること。
- 八 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

◇階段に傾斜路、エレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。

(5) 傾斜路の基準

五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁である場合は、この限りでない。

移動等円滑化園路に階段又は段を設ける場合は、車いす使用者等の移動に傾斜路が必要である。移動等円滑化園路については、縦断勾配は5%を上限としているが、傾斜路については、段差の解消を目的として部分的に設置されるものであることから縦断勾配は8%上限とする。ただし、傾斜路の幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮する。

<ガイドライン>

① 有効幅

○傾斜路の有効幅は、人と車いす使用者がすれ違えるよう、120cm 以上とする。

○傾斜路を階段と併設する場合は、傾斜路の有効幅を 90cm 以上とすることができる。

② 勾配

○傾斜路の縦断勾配は、車いす使用者等が通行できるよう、8%以下とする。

○横断勾配があると車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とする。排水等により特別な理由がある場合のみ 2%以下まで許容する。

③ 路面

○傾斜路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

④ 水平部分

○傾斜路には、高さ 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の水平部分を設ける。

◇傾斜路の登り口、降り口には、安全性に配慮し、150cm 程度の水平面を設けることが望ましい。

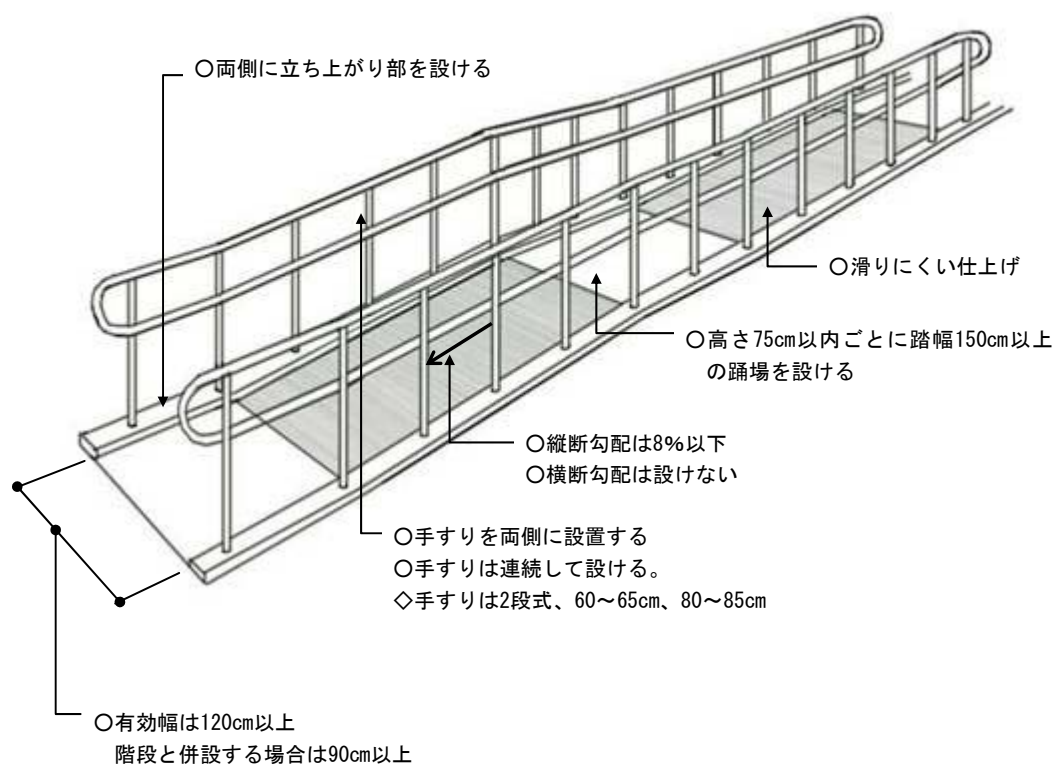
⑤ 手すり

○手すりは、両側に連続して設置する。

◇手すりは2段式とし、手すりの高さは 60～65cm、80～85cm を標準とすることが望ましい。

⑥ 立ち上がり部

○階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りでない。



(6) 転落防止等の基準

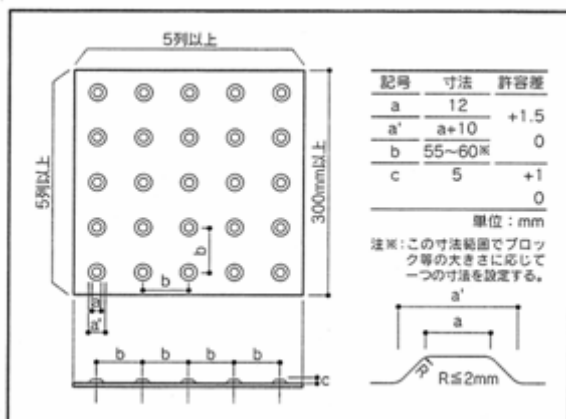
六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

移動等円滑化園路においては、高齢者、障害者等が安全に移動できるよう、転落のおそれのある場所において、危険防止のための措置をとることが必要である。

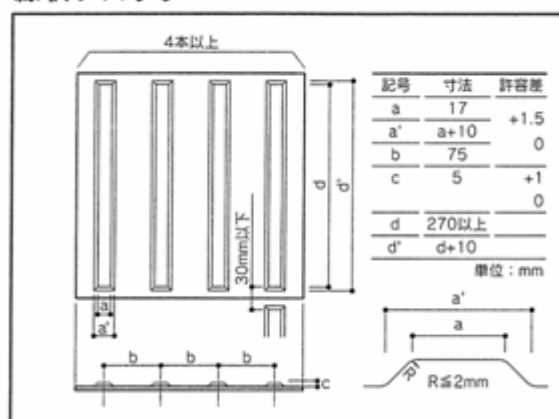
<ガイドライン>

- 出入口や通路等に近接して崖などがある場合は、転落等の危険があるため、視覚障害者誘導用点状ブロックやさく等を設置し安全性を確保する。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T9251 に準拠したものを使用する。
- ◇転落の防止だけでなく、視覚障害者の誘導が必要な箇所では、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設けることが望ましい。

点状ブロック



線状ブロック



出典：JIS T9251

(7) 特定公園施設等への接続の義務

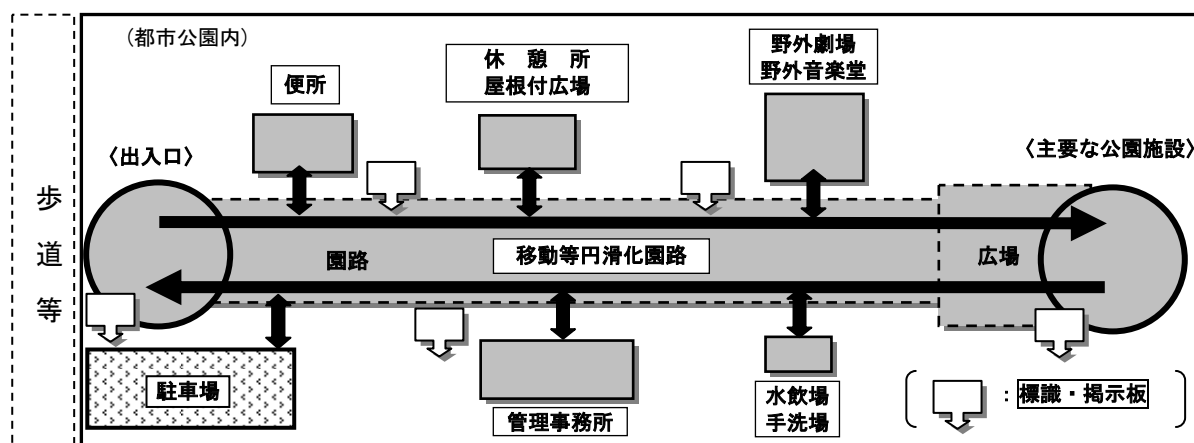
七 次条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。

移動等円滑化園路は、主要な公園施設だけでなく、都市公園移動等円滑化基準を満たす各特定公園施設（掲示板及び標識を除く。）に対して、少なくとも1施設を接続させる必要がある。

<ガイドライン>

- 都市公園内に移動等円滑化基準に適合した特定公園施設が設置されている場合、各特定公園施設の1以上を移動等円滑化園路に接続させる。
- 移動等円滑化園路は、都市公園内の主要な公園施設に接続させる。
- 掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させる。
- ◇主要な公園施設以外の都市公園内の特定建築物及び特別特定建築物についても接続させることが望ましい。
- ◇移動等円滑化園路が接続する特定公園施設及び主要な公園施設の出入口手前には、施設に安全で円滑に出入りができるよう 150 cm以上の水平面を確保することが望ましい。

特定公園施設との接続の概念図



2-3 屋根付広場

第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

屋根付広場は、広場の上空を屋根で覆った建築物であり、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設である。雨天時でも広場の利用が可能であり、日陰のある休憩スペースとしても利用される施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

<ガイドライン>

1) 出入口の基準

① 有効幅

○出入口の有効幅は、人と車いす使用者がすれ違えるよう、120cm 以上とする。

○やむを得ない場合でも、車いす使用者が通行できるよう、80cm 以上の有効幅を確保する。

② 段

○車いす使用者等にとって、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため、屋根付広場の出入口には段を設けない。

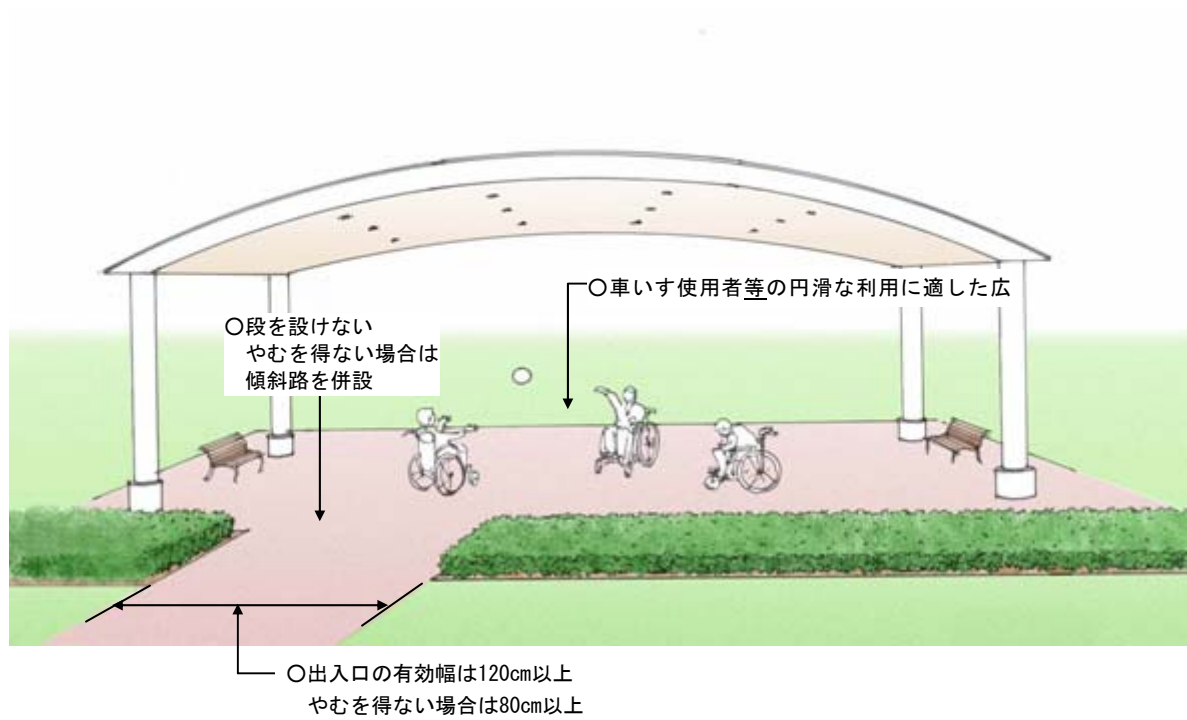
○段がある場合は傾斜路を併設する。園路及び広場の傾斜路の基準を満たすこと。

2) 広さの基準

○車いす使用者の回転等を考慮し 150cm×150cm 以上確保する。

○広場内は、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。

◇屋根付広場には、車いす使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保することが望ましい。



2-4 休憩所・管理事務所

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

公園の利用は屋外が多く、大規模な公園では移動距離が長くなることもあるため、休憩所を設ける場合は高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する必要がある。

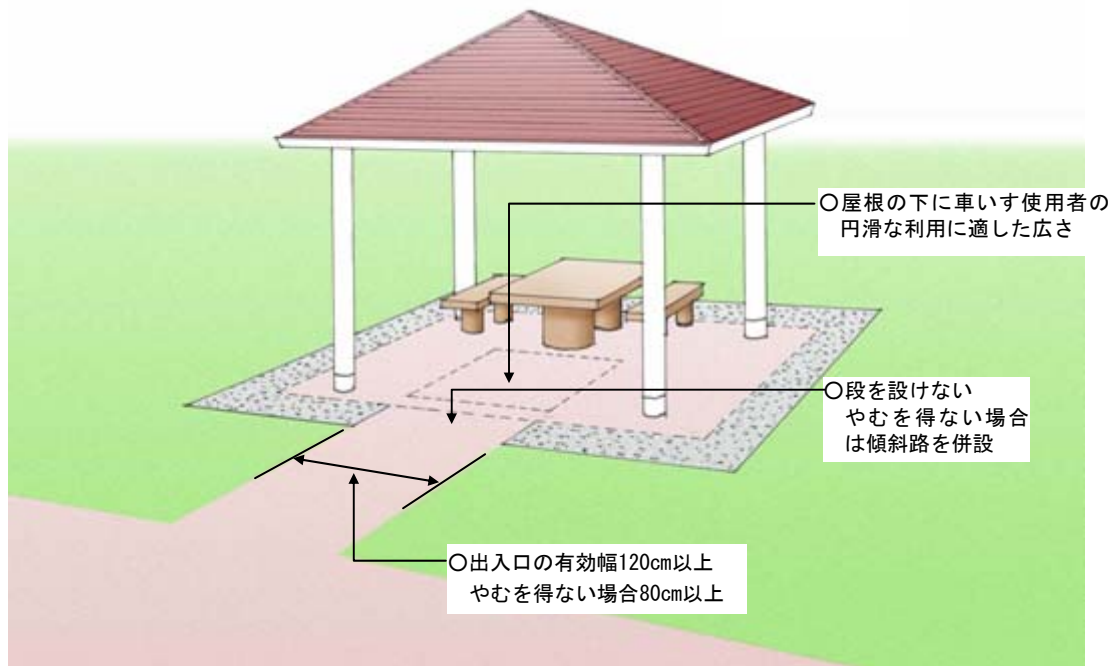
また、公園の管理事務所は、公園利用者の案内や利用手続きを行う施設であることから、車いす使用者でも円滑に利用できるよう、出入口の幅、カウンターの高さ等について配慮する必要がある。

なお、休憩所については、四阿や建築物など様々な形態があるが、形態、構造等に関わらず、公園施設の休憩所として位置づけられるものを特定公園施設とする。

<ガイドライン>

◇高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、必要に応じて公園内に休憩所を配置することが望ましい。

◇休憩所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるベンチ等を設置することが望ましい。



1) 出入口の基準

- 出入口の有効幅は、人と車いす使用者がすれ違えるよう、120cm 以上とする。
- やむを得ない場合でも、車いす使用者が通行できるよう、80cm 以上の有効幅を確保する。
- 車いす使用者等にとって、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため休憩所の出入口には段を設けない。
- 段が生じる場合、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。
- 出入口に戸を設ける場合は、有効幅は車いす使用者が通過できるように、80 cm 以上とし、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

2) カウンターの基準

- カウンターを設ける場合は、そのうち1 以上は構造の基準を満たす必要がある。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- カウンターを設ける場合は、筆記や対話などに考慮し、車いす使用者等が使用しやすい構造とする。

- カウンターの構造は、車いす使用者が利用できるよう、高さ 70～80cm、カウンター下部にひざが入る、高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを設ける。
- ◇カウンターに車いす使用者等が容易に接近できるよう、150cm×150cm 以上の水平面を確保することが望ましい。

3) 広さの基準

- 施設内部の高齢者、障害者等が休憩などする場所には、車いす使用者の回転等を考慮し 150cm×150cm 以上の広さを確保する。
- 休憩所の舗装は、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。

4) 便所の基準

- 休憩所、管理事務所内に便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は便所に係る都市公園移動等円滑化基準に適合させる。

5) 管理運営における配慮事項

- ◇案内を行う場合は、高齢者、障害者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望ましい。
- ◇高齢者、障害者等の利用に配慮したパンフレット類の配布、車いすの貸出しを行うことが望ましい。

○カウンターを設ける場合、車いす使用者の円滑な利用に適した構造



2-5 野外劇場・野外音楽堂

第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、第四条第一項第一号の基準に適合するものであること。
 - 二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
 - ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。
 - ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - 三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合は当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
 - 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。
- 2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。
 - 二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
 - 三 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

野外劇場・野外音楽堂は、高齢者、障害者等が座席まで円滑に到達し、観覧できるよう配慮する必要があることから、出入口や通路の幅を確保するとともに、車いす使用者用観覧スペースを設ける。

また、一定規模以上の建築物で特定建築物となる野外劇場・野外音楽堂については、都市公園移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化基準の両方の基準を満たす必要がある。

<ガイドライン>

1) 出入口の基準

- 有効幅を 120 cm以上確保する。地形の状況などで 120 cm以上確保することが困難な場合は、有効幅を 80cm 以上とすることができる。
- 車いす使用者にとって、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため、出入口には段を設けない。
- 段が生じる場合、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、園路の傾斜路の基準を満たすこと。

2) 通路の基準

- 出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所との間の経路を構成する通路については、以下の有効幅、段、こう配、表面、さく等の基準を満たす必要がある。

① 有効幅

- 通路の有効幅は、人と車いす使用者がすれ違えるよう、120cm 以上とする。
地形の状況などで 120cm 以上とできない部分がある場合、一部区間について 80 cm以上とすることができる。
- ◇通路の交差点や端部に車いす使用者が回転できる広さとして 150cm×150cm 以上の広さを確保することが望ましい。

② 段

- 車いす使用者等にとって、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため通路には段を設けない。
- 地形等の状況でやむを得ず段が生じる場合、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。

③ こう配

- 縦断勾配は、高齢者、障害者等（特に車いす使用者等）が円滑に利用できるよう、5%以下とする。
- 地形の状況等特別の理由があって、5%以下の勾配が困難な箇所のみ、8%以下と

することができる。

○横断勾配があると車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とする。部分的な処理や舗装の状況等、特別な理由がある場合のみ 2%以下まで許容する。

◇縦断勾配を設けて通路を設置する場合、園路の傾斜路に準じて高さ 75cm ごとに長さ 150cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。

④ 表面

○通路の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

⑤ さく等

○通路から転落の危険がある場合は、危険防止のためのさく、視覚障害者誘導用点状ブロック等を設ける。

3) 車いす使用者用観覧スペースの設置数

○当該野外劇場の計画収容者数が 200 人以下の場合は、計画収容者数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、計画収容者数が 200 人を超える場合は、計画収容者数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置する。

◇車いす使用者用観覧スペースが 3 台以上となる場合は、様々な場所に分散させ、利用者が選択できるように配置することが望ましい。

◇車いす使用者用観覧スペースは、緊急時の避難等も考慮した位置が望ましい。

計画収容者数(人)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

4) 便所

便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、便所に係る都市公園移動等円滑化基準【p 40 参照】に適合させる。

5) 車いす使用者用観覧スペースの構造

① 広さ

○車いす使用者用観覧スペースは、1 台あたり幅 90 cm 以上、奥行き 120 cm 以上の平坦な広さを確保する。

② 段

○車いす使用者にとって、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため車いす使用者用観覧スペースには段を設けない。

○観覧スペースの舗装は、平坦で固くしまっていて滑りにくいものとする。

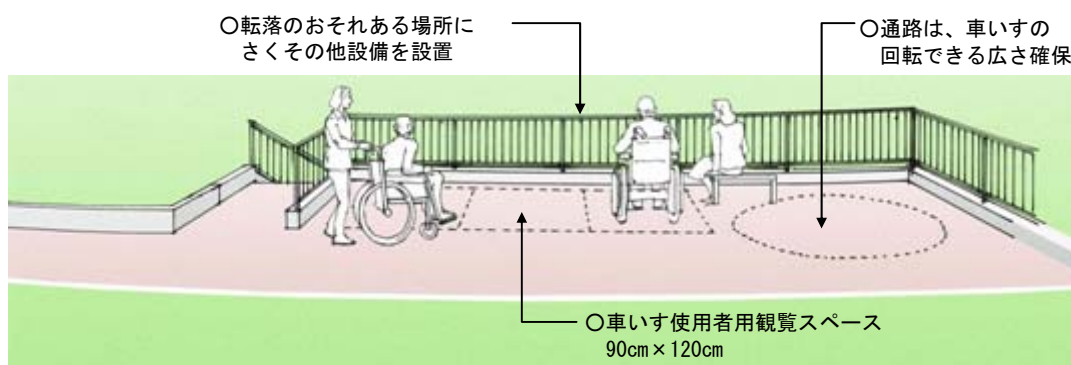
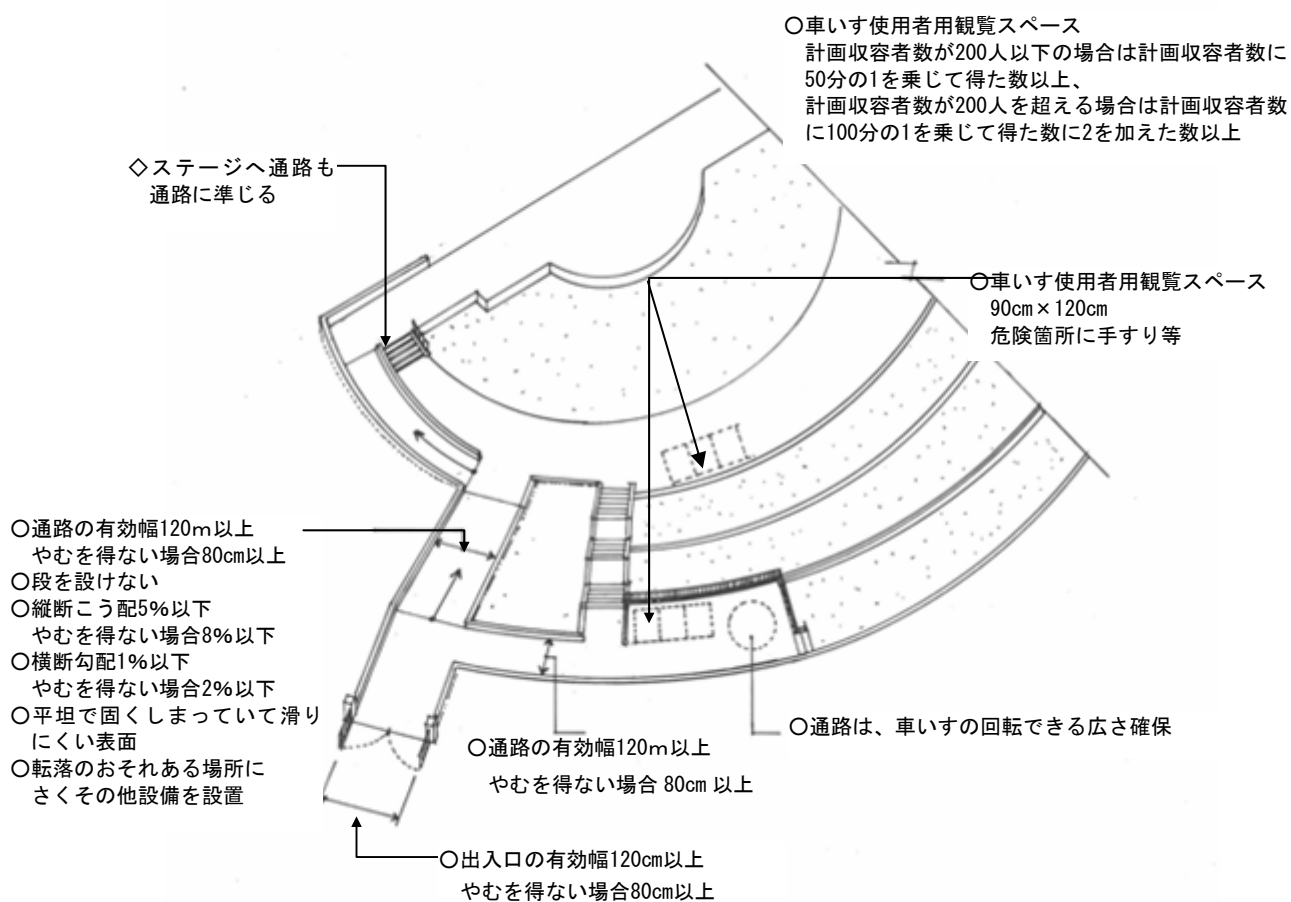
③ さく等

○車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さく等危険防止のための設備を設ける。

◇車いす使用者用観覧スペースの隣には同伴者用座席を確保することが望ましい。

(管理運営において留意すべき事項)

◇高齢者、障害者等がステージを利用する場合にも配慮することが望ましい。



2-6 駐車場

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

自動車等が高齢者、障害者等の日常的な交通手段となっている状況を踏まえ、都市公園の駐車場のうち一以上に、車いす使用者用駐車施設を設け、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する必要がある。

ただし、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれもサイドカー付きのものを除く）の駐車のための専用駐車場を設ける場合は、この限りでない。また、駐車場に自動二輪車専用の駐車スペースを設ける場合は、当該施設数は車いす使用者用駐車施設の設置数の算定対象に含まない。ただし、サイドカー付きの自動二輪車はその駐車スペースが 250cm 相当のため、この場合は車いす使用者用駐車施設の設置数の算定対象に含む。

<ガイドライン>

1) 車いす使用者用駐車施設の設置数

○当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は、駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 を越える場合は、当該駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設置する。

駐車場の規模(台)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

◇車いす使用者用駐車施設は、移動等円滑化園路に最も近い位置に設けることが望ましい。

◇車いす使用者用駐車施設の後部には、車いすが通行可能な有効幅 120 cm以上の通路を設け、移動等円滑化園路と接続させることが望ましい。

2) 車いす使用者用駐車施設の構造

○幅は 350cm 以上とする。

○駐車施設と通路の間には、段を設けない。

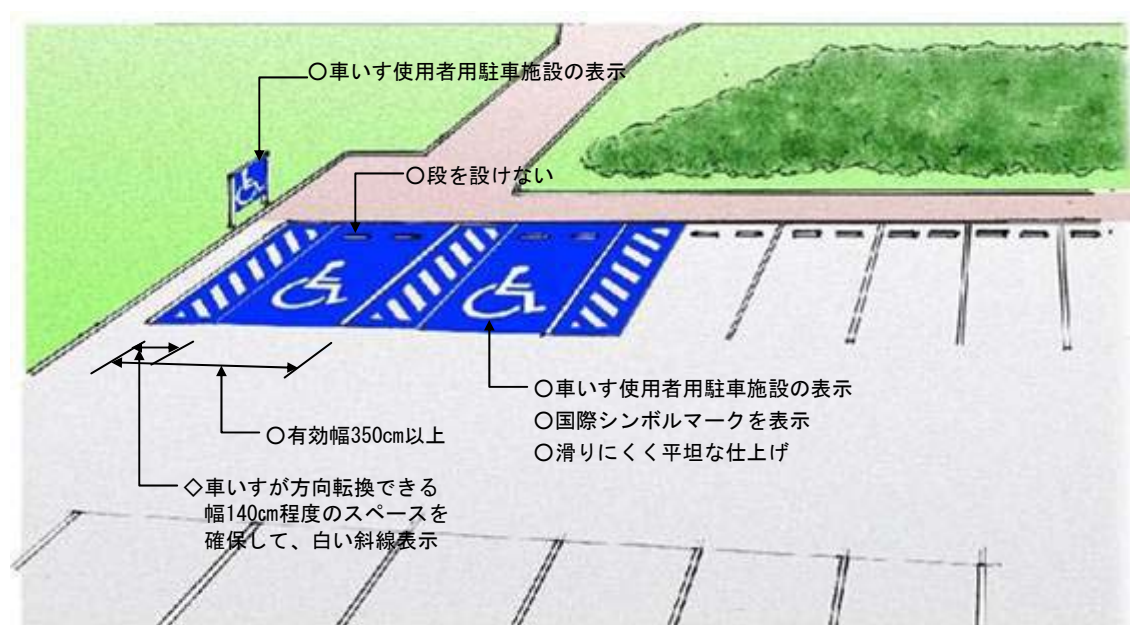
○駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。

3) 車いす使用者用駐車施設の表示

○車いす使用者用駐車施設は、障害者優先の旨を床面に国際シンボルマークを表示する。

◇車いす使用者用駐車施設には、車いすが方向転換できるスペースを幅 350cm の内の幅 140cm 程度確保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。

◇駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車いす使用者用駐車施設を備えていることがわかる標識を設置することが望ましい。



2-7 便所

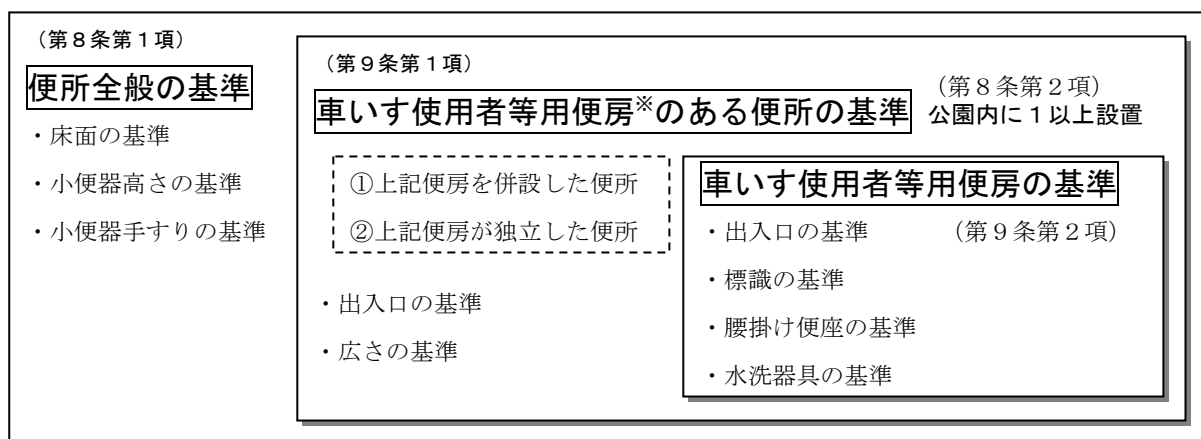
(1) 便所全般の基準

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- 三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

便所は、高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要がある。

都市公園の便所に関する基準は、次のような構成となっている。



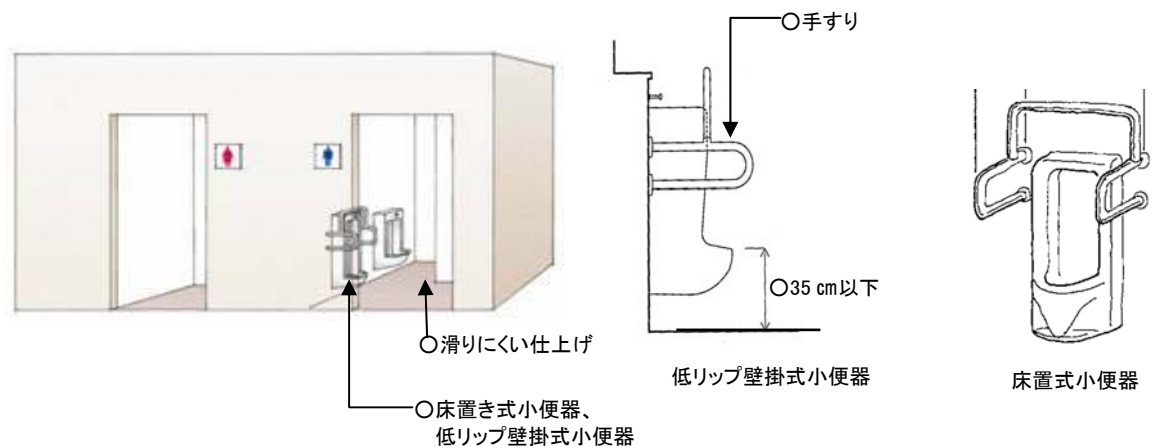
※本ガイドラインにおいては、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所及び便房を、それぞれ「車いす使用者等用便所」及び「車いす使用者等用便房」という。

都市公園の便所に係る都市公園移動等基準には、公園内の便所全般についての基準（第8条）、車いす使用者等用便房を併設した便所の基準（第9条第1項）、車いす使用者等用便房の基準（第9条第2項）及び車いす使用者等用便房を設置した独立した便所の基準（第10条）、がある。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所については、都市公園内のすべての便所において、第8条第1項の基準に適合させる必要がある。

なお、公園の建築物内に設置される便所についても、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものについては、第8条第1項の

基準適合義務等が生じる。



<ガイドライン>

① 床面

○便所内の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。

◇出入口から内部まで床面は全て段差がなく、平坦とすることが望ましい。

② 男子用小便器

○男子用小便器を設ける場合は、高齢者、障害者等にも使いやすいように、1以上の床置き式小便器又は低リップ壁掛式小便器（リップの高さが35 cm以下のものをいう。）その他これに類する小便器を設ける。

③ 手すり

○上記基準を満たした男子用小便器の1以上には、高齢者、障害者等の利用に配慮した手すりを設置する。

◇手すりを設置した男子用小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。

(2) 車いす使用者等用便房の設置基準

第八条

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に配置し、車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮した構造を有する便房又は便所とする必要がある。

<ガイドライン>

◇車いす使用者等用便房は、公園内に便所を設ける場合、全てに設置することが望ましい。

◇車いす使用者等用便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。

◇男子用便所、女子用便所のそれぞれに1以上の簡易型多機能便房を設置することが、なお望ましい。

1. 便所内に、車いす使用者等用便房を一般の便房と併設する



2. 車いす使用者等の円滑な利用に適した構造を有する独立した便所を設ける



(3) 車いす使用者等用便房を設置した便所の基準

第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

車いす使用者等用便房が設置された便所は、車いす使用者等が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の幅や車いすの転回に必要な広さを確保する必要がある。

<ガイドライン>

① 出入口

○出入口の有効幅は、車いす使用者が通過できるよう、80cm 以上とする。

○便所の出入口には、車いす使用者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。
ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。

○便所の出入口には、車いす使用者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークを分かりやすく表示する。

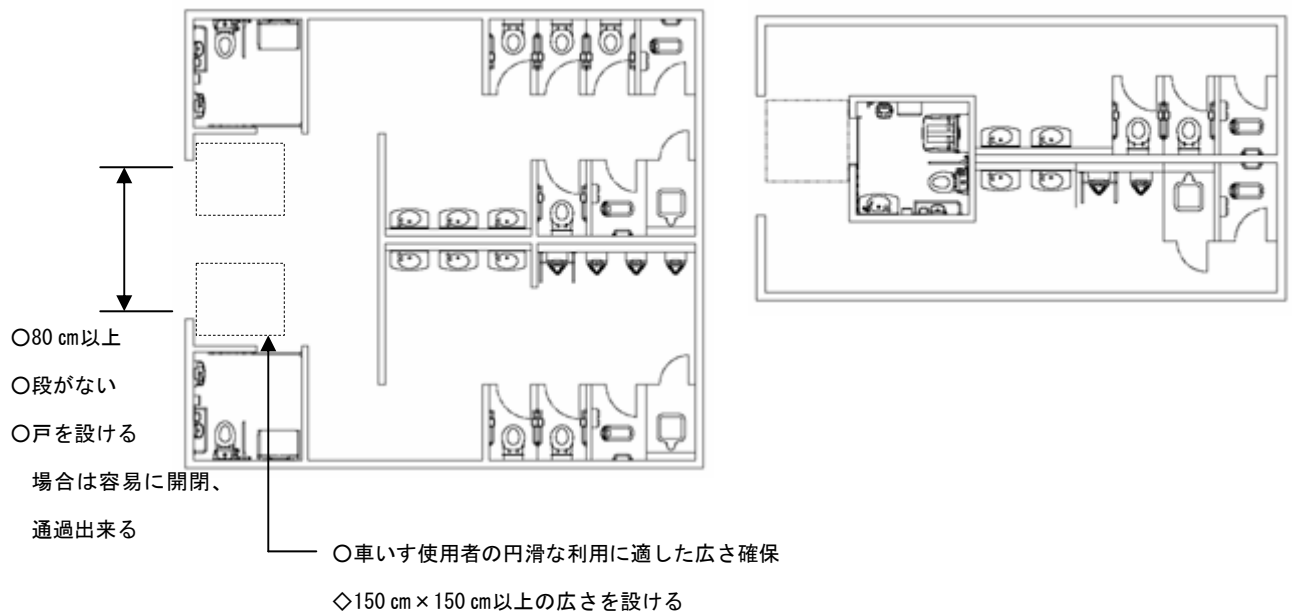
○便所の出入口に戸を設ける場合、有効幅は車いす使用者が通過できるように、80cm 以上とし、引き戸など、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。

② 広さ

◇ 便所内の車いす使用者用便房の手前に、車いす使用者が転回できる 150cm×150cm 以上の広さを設けることが望ましい。

便所内に男女共用の「車いす使用者用便房」を複数配置した例

便所内に男女共用の「車いす使用者用便房」を配置した例



(4) 車いす使用者等用便房の基準

- 2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
 - 三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
 - 四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
- 3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

車いす使用者等用便房は、段、標識、腰掛便座及び手すり、水洗器具、出入口の有効幅、戸、広さの基準を満たす必要がある。

<ガイドライン>

① 段

○便房の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

② 標識

○車いす使用者等用便房の出入口には、車いす使用者が利用できる便房であることを示す国際シンボルマークを表示する。

③ 腰掛便座及び手すり

○車いす使用者用便房には、車いす使用者や足腰が弱く、立ったり座ったりの動作が困難な高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、腰掛式（洋式）便座及び手すりを設置する。

○J I Sに準拠したものを使用する。

◇腰掛式の高さは車いすと同じ高さ（45 cm）が望ましい。

④ 水洗器具

○オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。

○便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設ける。

（車いす使用者等用便房のある便所の基準）

⑤ 出入口の有効幅

○便房の出入口の有効幅は、車いす使用者が通過できるように 80 cm以上とする。

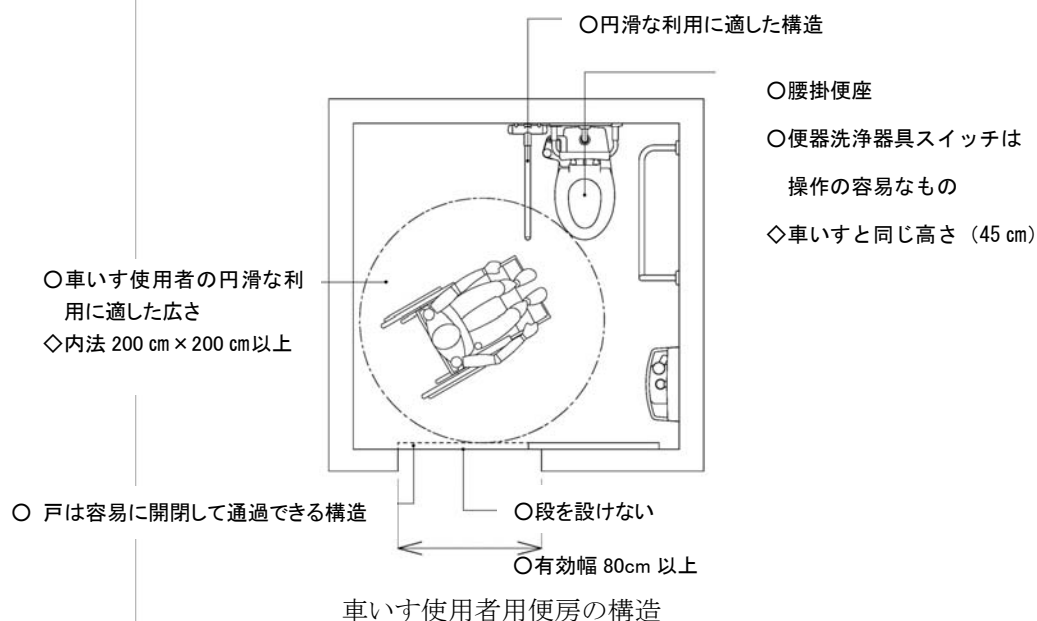
⑥ 戸

○車いす使用者等用便所房の戸は、車いす使用者が通過できるように、有効幅 80 cm以上とし、引き戸など、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。

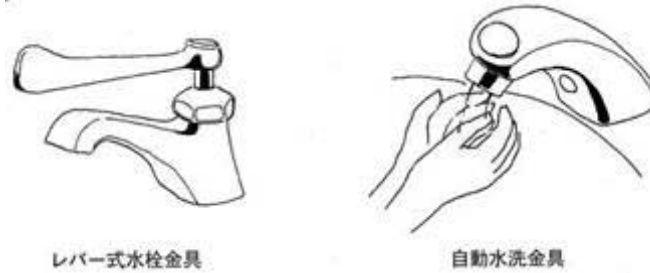
⑦ 広さ

○車いす使用者等用便房内の広さは、車いす使用者が設備・備品等を使用できる等、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。

◇便房の大きさは内法 200 cm×200 cm以上とすることが望ましい。

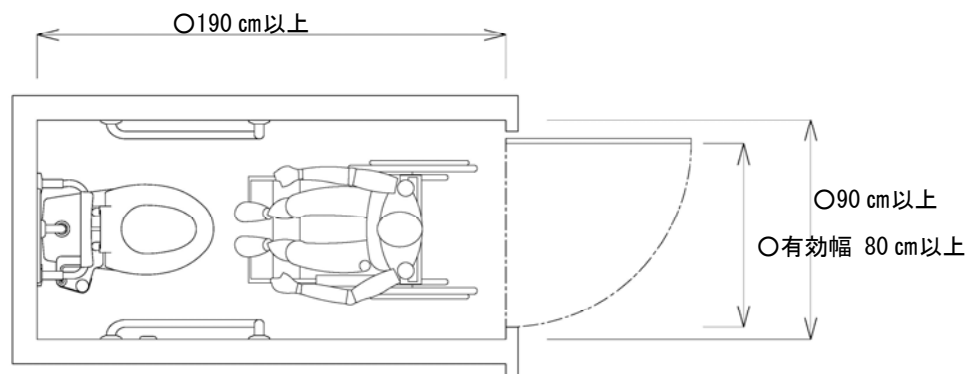


○円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の例



(簡易型多機能便房の基準)

- 正面から入る場合は奥行き 190 cm以上×幅 90 cm以上の広さと有効幅 80 cm以上の出入口の確保、側面から入る場合は奥行き 220 cm以上×幅 90 cm以上の広さと有効幅 90 cm以上の出入口の確保すること。
- 腰掛便座を設置し、周辺に手すりを設置する。
- ◇戸の握り手は戸の内側の左右両側に設置することがなお望ましい。



簡易型多機能便房の構造（平面図）

(5) 車いす使用者等用便所の基準

第十条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

車いす使用者等用便所は、前述の（３）「車いす使用者等便房を設置した便所の基準」のうち、①出入口（標識（国際シンボルマーク）の項目は除く）及び②広さの基準を、（４）「車いす使用者等用便房の基準」のうち、②標識、③腰掛便座及び手すり及び④水洗器具の基準を満たさなくてはならない。

2-8 水飲場・手洗場

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

水飲場・手洗場を設ける場合は、車いす使用者でも近づきやすく、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、飲み口までの高さ、形状等に配慮する必要がある。

なお、建築物に付帯する水飲場・手洗場も含むものとする。

(1) 構造の基準

<ガイドライン>

○水飲場及び手洗場は、車いす使用者が接近できるよう、使用方向 150cm 以上、幅 150cm 以上の水平部分を設ける。幼児の利用のための踏台等を置く場合は、車いす使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置する。

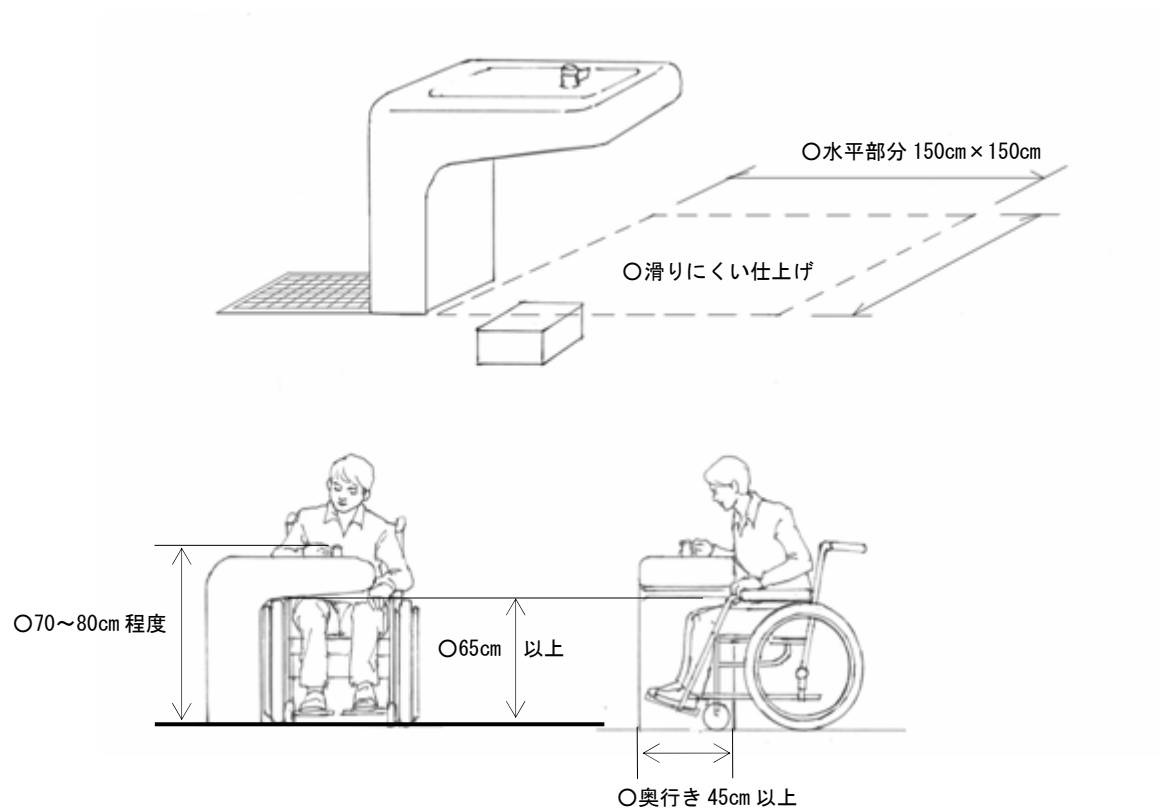
○飲み口までの高さは、70～80cm 程度とし、高齢者、障害者等（特に車いす使用者）が利用しやすいように下部に高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを確保する。手洗場に洗面器部分がある場合は、同様の基準とする。

◇水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとする。

◇給水栓は、レバー式、押しボタン式等の使いやすいものとすることが望ましい。

水飲場

○高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造



2-9 掲示板・標識

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

(1) 掲示板

掲示板は、主としてイベントの告知等の一時的な情報提供を行うものであり、標識（案内板や誘導サイン等）と提供する情報が異なることから、標識と併せて高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

<ガイドライン>

① 構造

○掲示板を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。

◇主要な出入口や利用者が集まる場所等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。

② 表示

◇表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調、明度とすることが望ましい。

（管理運営における配慮事項）

◇必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。

◇視覚障害者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望ましい。

(2) 標識

標識には、公園施設の配置や経路を示す案内板、園内外からの誘導を行う標示板等があり、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造、表示とすることが必要である。

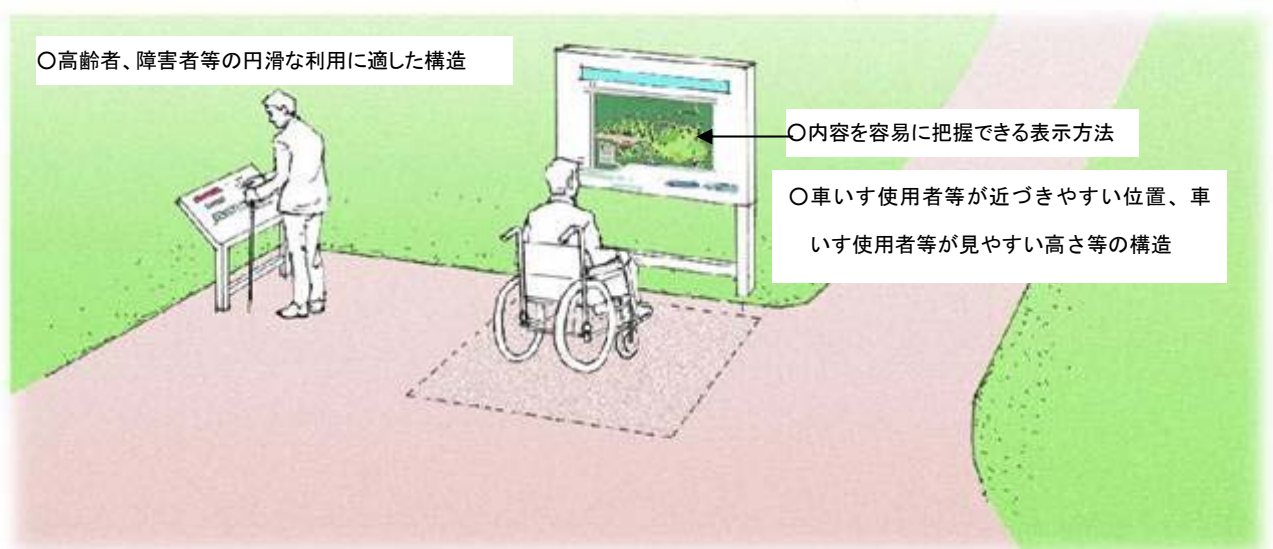
<ガイドライン>

① 構造

- 標識を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とすることが必要である。
- 標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上2m以上の高さに設置する。
- ◇標識には必要に応じて点字表示、触知図、音声案内装置等を設けることが望ましい。
- ◇標識は、主要な出入口や園路の分岐点等に、通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。

② 表示

- 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調、明度等とする。
- ◇平仮名、ピクトサイン、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。
- ◇表示は、車いす使用者が利用可能な施設には、必要に応じて国際シンボルマークにより、その旨を表示することが望ましい。
- ◇必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。



第十三条 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

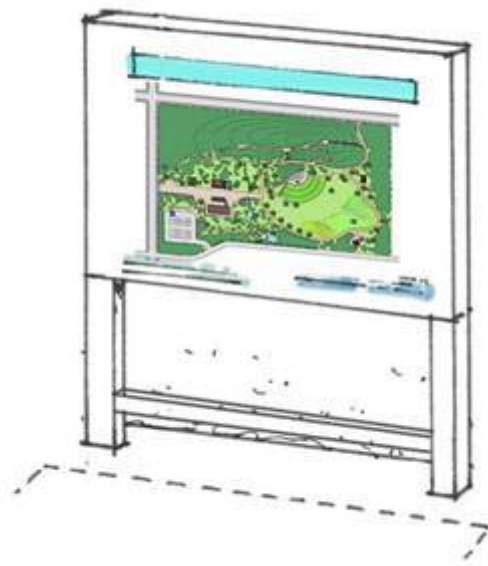
公園全体の公園施設の配置や経路を表示した案内板を設ける場合は、1 以上について、出入口の付近に設置し、高齢者、障害者等が利用しやすいよう配慮する必要がある。

＜ガイドライン＞

- 車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。
- 基準を満たす案内板を移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置する。
- 標識周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。
- ◇車いす使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に 150cm×150cm 以上の水平部分を園路動線に支障のないように設ける。
- 公園全体の案内図には、車いす使用者が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示する。

(管理運営における配慮事項)

- ◇視覚障害者等に配慮し、総合案内板に表示する情報は、管理事務所等において、多様な手法で情報伝達できるように工夫をすることが望ましい。



国際シンボルマーク



- 1) 車いすの図案で示されたシンボルマークは、車いす使用者の専用施設を意味するものではなく、車いす使用者も利用しうる施設であることを示す。
- 2) 図の下地は青、図柄（人物）は白を基準とする。
- 3) マークは車いす使用者等に見えやすい高さに取り付け、その大きさは 10～45cm 角が一般的である。

【案内板の表示事例】

